

発議案第4号

議会のあり方調査検討特別委員会の設置について

本議会に議会のあり方調査検討特別委員会を設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年9月20日

矢巾町議会議長 廣田清実様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	水本淳一
〃	〃	吉田喜博
〃	〃	小川文子
〃	〃	高橋安子
〃	〃	昆秀一
〃	〃	赤丸秀雄

議会のあり方調査検討特別委員会の設置について

次のとおり、議会のあり方調査検討特別委員会を設置する。

1 名 称

議会のあり方調査検討特別委員会

2 設置の根拠

地方自治法第109条及び矢巾町議会委員会条例第5条

3 目 的

町民の信頼と負託に応える議会を目指して、あらゆる世代が議員として活動できる環境を整え、さらなる議会の活性化に向け調査、検討する。

4 付託事件

- (1) 議会の見える化に関する調査、検討
- (2) 議員定数及び報酬に関する調査、検討
- (3) 政務活動費等に関する調査、検討
- (4) 会議等の開催方法に関する調査、検討
- (5) その他諸課題に関する調査、検討

5 委員の定数

17人

6 委員のうちから互選により、委員長、副委員長各1名、幹事4名を置く。

7 調査及び任期

議会のあり方調査検討特別委員会は、議会の閉会中も調査を行い、任期は、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行う。

8 特別委員会委員

高 橋 恵	高 橋 敬 太	横 澤 駿 一
ササキ マサヒロ	吉 田 喜 博	藤 原 信 悦
齊 藤 勝 浩	小 川 文 子	木 村 豊
小笠原 佳 子	山 本 好 章	高 橋 安 子
水 本 淳 一	村 松 信 一	昆 秀 一
赤 丸 秀 雄	谷 上 知 子	

発議案第 5 号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出
について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第 1 号)第
14条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	小 川 文 子
賛成者	〃	水 本 淳 一
〃	〃	高 橋 恵
〃	〃	横 澤 駿 一
〃	〃	昆 秀 一
〃	〃	谷 上 知 子

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下義務標準法という）改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられ、本県においては、23年度から小・中学校ともに35人以下の学級編成となりました。

しかしながら、県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。子どもたちのゆたかな学びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数および加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。

記

- 1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編制見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和6年9月20日

内閣総理大臣	岸	田	文	雄	殿
総務大臣	松	本	剛	明	殿
財務大臣	鈴	木	俊	一	殿
文部科学大臣	盛	山	正	仁	殿
衆議院議長	額	賀	福	志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀	久	殿
県選出国會議員					
衆議院議員	階			猛	殿
〃	藤	原		崇	殿
〃	小	沢	一	郎	殿
参議院議員	横	沢	高	徳	殿

岩手県紫波郡矢巾町議会

議長 廣田清実